

# 中国におけるベンチャー企業の 創業背景と支援制度

植 木 英 治  
呉 東 嵐

## I. はじめに

ベンチャー企業は、新製品・新サービスの提供、経済の活性化、技術の開発と改良、雇用の創造、これらの結果としての国家の繁栄と発展など、経済的、社会的に重要な役割を担っている。米国では、ベンチャー企業はベンチャー・マネジメントの名の下に経済活性化の中心的担い手としてその重要性が早くから注目され、実証的研究も多数行われてきている。日本では、近年、廃業率が開業率を上回る経済の停滞状況が続いたこともあって、これを打破するために創業や新規事業展開の活性化を図る必要が生じ、また大規模企業を中心に構成され、蓄積された従来の産業政策では現代の経済社会の急激な変化に適切に対応できないという事実から、改めてこのベンチャー企業の創業と発展、および中小企業の新規事業展開に熱い視線と期待が集まっている。日本が21世紀に入って活力ある経済を復活するための主体の一つは、企業家精神 (entrepreneurial spirit) が溢れるベンチャー企業であろう。今日の経済不況に対する一種の救世主として、ベンチャー企業の役割と期待がそこに存在している<sup>(1)</sup>。

これに対して中国では、ベンチャー企業すなわち「風険企業」という概念はまだ完全に認知されていないようだが、実際には新たな可能性に挑戦しようとするベンチャー企業が無数に登場し、果敢に新たな事業に進出している。それ

(1) 本稿では、ベンチャー企業とは、いわゆる研究開発型中小企業だけに限定せず、新分野に果敢に挑戦する活力ある中小企業を含めたものを指すことにする。

らは、中国の企業類型からすると比較的自由度の高い「郷鎮企業」や「私営企業」に顕著に見られるものの、国有企業においても新たな流れを形成しつつあるのである。

現在の中国は、もはや「沿海部開放」の時代から「全方位開放」を経て、経済発展の遅れた内陸部を重点的に開発しようとする「西部大開発」の時代に入っている。これから、改革・開放政策を広大な内陸部に重心をシフトさせ、沿海部との経済格差を縮小し、同時に内需の拡大を図ろうとしている。この「西部大開発」時代を迎えて、広い地域を有する内陸部におけるベンチャー企業の創業と発展が、今後、中国経済の動向にきわめて重大な影響を与えていくことが予想される。それとともに、経済改革の深化と対外開放政策により、一方では沈滞している国有企業に対してさまざまな改革が要請され、このため生産性の向上と赤字解消のためにリストラが行われて失業問題が発生しており、また他方では農業の商品化、市場化が進み、農村部の余剰労働力も増大している。このような問題を解決するためには、新規雇用を創出できる新産業を創造することが重要で、したがってその中核企業になるベンチャー企業の創業を支援する制度の確立が急務となっている。本論文では、このような観点から中国におけるベンチャー企業の創業背景、ベンチャー企業の実態、および創業に対する支援制度、という3つの側面から中国の「西部大開発」の時代におけるベンチャー企業の創業について考察し、提言をしたい。

## II. 中国におけるベンチャー企業の創業背景

中国では、1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議を契機として、「自力更正」政策から決別し、いわゆる「改革・開放」が始まり、その後20数年1989年の天安門事件後一時停滞した時期もあったが、一連の改革の結果奇跡的な経済発展を成し遂げ、全世界の注目を集めている。改革・開放政策の実行によって中国の経済は急速な成長が続き、一方でひずみをもたらしたが、全体としての国力は大いに強化された。ただし、社会主義体制を支える

基盤である公有制はますます崩れてきており、逆に非国有企業の中で私有制が急速に浸透して大きく変わりつつある。

以下では、中国におけるベンチャー企業の背景として①改革・開放後 20 数年間の主な経済変化、②中国における企業形態、③改革・開放下における失業問題と就業構造の改革、の三点に焦点を合わせて分析する。

### 1. 改革・開放後 20 数年間の主な経済変化

最初の中国の改革・開放は、1979 年 7 月に華僑と結びつきの強い南部の広東省と福建省に、深圳、珠海、汕頭、廈門の 4 ヶ所を外資に解放して土地使用・原料輸入・出入国・税制等の面で優遇措置を採り、豊富な資金および先進的な技術や経営手法などを導入し、それらをさらに国内に移転する窓口として「経済特区」を創立したことに始まり、次いで 1984 年 5 月には上海、大連、広州、青島、天津など 14 の沿海港湾都市を「対外開放都市」と指定し、対外経済交流の自主権を拡大して国際的な経済・技術協力を推進し、さらに 1984 年に沿海都市の一部において経済特区に準じたインフラ整備を図り、最新技術の導入、新製品の開発、新産業の創出を目指し、「経済技術開発区」が設置され、国家レベルのそれは現在 32 ケ所存在している。また、1985 年 2 月には長江デルタ、珠江デルタ、閩南デルタの対外開放を承認し、そして 1988 年には遼東半島と山東半島の全域も合わせて「沿海経済開放区」に指定した<sup>(2)</sup>。続いて、1988 年 4 月に広東省の管轄下にあった海南島を分離して省に昇格させ、全島を中国最大の経済特区に追加指定した。最近では、1990 年に上海浦東地区開発が開始され、1992 年に長江沿岸 5 都市および内陸部の 18 省都が「対外開放都市」に指定され、これと並行していくつかの国境地域も対外開放地帯に指定されて、これらの一連の開放措置によって、点から線、線から面へと全国に順次、改革・開放政策が

(2) 通常、外国人の観光が認められる都市を「開放都市」というのに対して、「対外開放都市」とは、1978 年の改革・開放以降に外国からの直接投資およびそれに対する優遇策が認められた都市をいう。また、「沿海経済開放区」とは外国から投資、先進的技術や設備、および経営ノウハウ等を導入するために、国が許可して設けられた沿海部の特別な地域をさす。

実施され、「全方位開放」に至った。

1978年に中国で改革・開放が始まって全方位開放まで20数年を経過したが、それが12億5千万人の人口をかかえる中国経済にどのような変化をもたらし、どのように世界経済地図を塗り変えたか、以下にその主な実績を見ることにしよう。<sup>(3)</sup>

### ①高度の経済成長

中国の国内総生産(GDP)の総額は1978年の3,624億元から1998年の7兆9,396億元へと増え、実質経済成長率は年平均9.7%に達した。この成長率は同期における世界平均の3.3%の約3倍であり、世界有数の高さを誇っている。GDPの規模からいえば、1997年時点で世界第7位を占め、1人当たりの国民所得は1979年の379元から1998年には6,415元へと増加し、これの実質年平均成長率は8.4%に達した。

### ②産業構造の変化

1978～98年、鉱工業生産の年平均成長率は14.6%、農業生産は6.4%に達し、産業構造に大きな変化が生じた。1978年に国内総生産に占める第1次、第2次、および第3次産業の割合はそれぞれ28.1%、48.2%、23.7%だったが、1998年には各々18.0%、49.2%、32.8%へと代わり、農業の比率が縮小し、サービス産業が拡大した。他方、就業構造も同様の変化を見せている。各産業の就業者全体に占める割合は、1979～98年の20年間で、第1次産業は69.8%から49.8%へ、第2次産業は17.7%から23.5%へ、第3次産業は12.6%から26.7%へと変化している。就業者の大半を占めていた第1次産業は、その就業者のうち農村余剰労働力が次々と第2次産業および第3次産業に移動して、5割を下回るようになった。

### ③市場経済化の進展

価格の自由化を進めた結果、1978～97年に農産物のうち統制価格を適用する商品の比率は94.4%から15%以下へ、小売商品の統制価格適用比率は97%か

(3) 沈才彬著『中国経済読本』亜紀書房、1999年、120～121ページ。

ら5%へと大幅に低下した。生産財においては、現在、出荷製品の96%以上に市場価格が適用されている。

#### ④ 郷鎮企業の躍進

1979～95年にかけて農村部における「郷鎮企業」と呼ばれる非農業企業の総生産額の年平均伸び率は25.3%に上り、中国経済の高度成長を牽引する主要企業形態の一つとなった。1978～98年の間に郷鎮企業の数は152万社から2,004万社へ、従業員数は2,826万人から1億2,537万人に、総生産額は493億元から4兆2,000億元に増加した。こうした郷鎮企業の躍進は、大きな雇用を創出し、農村の近代化への道を切り開いた。

#### ⑤ 貿易と外資導入

1998年の中国輸出入総額は3,240億ドルで、1978年の206億ドルの15倍強となり、年平均伸び率は14.8%に達し、世界の輸出ランキングはその間に32位から10位へと大きく躍進した。外国からの直接投資は、1979～98年の累計で見ると契約ベースで5,739億ドル、実行ベースでは2,670億ドルとなり、外資系企業の数は23万6,000社（1979～97年）に達した。

以上のように、ここ20数年間、中国の実質経済成長率など種々の経済指標は、平均すると高い水準であったため、中国の改革・開放政策は長期的にはかなり順調に進んできたといえるだろう。

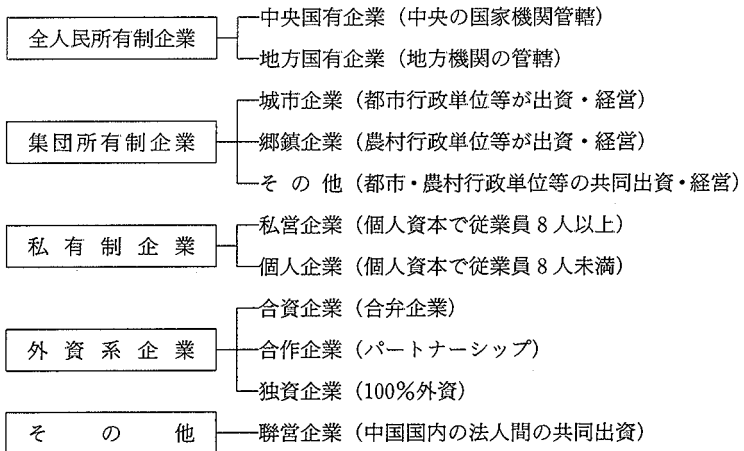
## 2. 中国における企業形態

中国では、1958年から1978年まで生産手段が国家の所有に帰属し、国家が経営する「国営企業」と、生産手段が公民集団の所有に帰属する「集体企業」という2つの企業制度が維持されてきた。それが1978年末に経済改革・対外開放に踏み出し、国営企業は所有権は国家に、経営権は企業自体にと分離されるいわゆる「政企分離」が起り、「国有企業」に改称され、さらに1983年に「撥改貸」の施行によって、流動資金の調達において政府による財政給付がほとんどなくなり、銀行貸付のみになった。また、人民公社の解体によって、1980年代中頃から農村部には「社隊企業」に代わって「郷鎮企業」が多数登場し、そ

して都市か農村かに関係なく、生産手段が公民私人の所有に帰属し、8人以上を雇用する「私営企業」と、生産手段が労働者個人の所有に帰属し、8人以下の雇用を基本とする「個人企業」の両方とも増加し、さらに、対外開放の積極化の中で外国の企業が多数進出し、いわゆる「三資企業」と呼ばれる3種類の外資系企業、すなわち中国と外国のそれぞれパートナーの共同出資によって設立される「合資企業」、中国側が土地・建物・人などを提供し、外国側が設備・技術・資金を出して設立し、利益の配分についても合作契約を結んで決めておいて共同で事業を行う「合作企業」、および外国の100%出資による「独資企業」が設立された。その結果、現在の中国に存在する企業の所有別形態は、「全人民所有制企業」、「集団所有制企業」、「私有制企業」、「外資系企業」、「その他」から成る（図表1）。

従来、国有企業は名称こそ企業だが「政府の附属機関」として位置付けられ、生産性の向上、自由裁量や利潤の追求といった企業として本来もつ性格は乏しかった。改革・開放以来、中国の国有企業は20数年にわたり改革の道を摸索し

図表1 中国における所有別の企業形態（1998年現在）



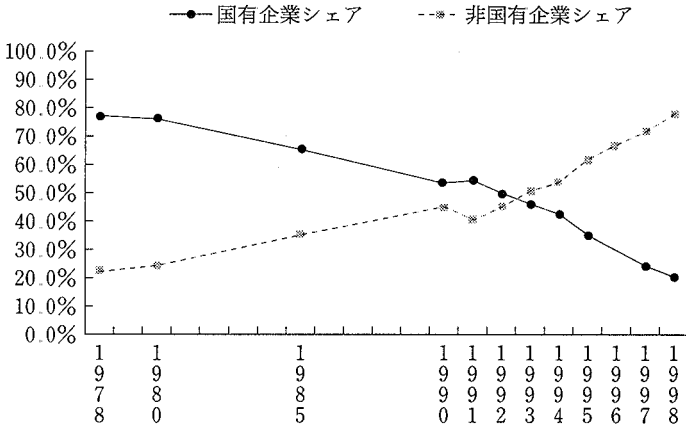
(出所) 孟丹稿「中国における企業形態の変遷と課題」『立正経営論集』31巻  
1号1998年12月、141～163ページを修正して作成。

てきた。「放権譲利」<sup>(4)</sup>、「利改税」<sup>(4)</sup>、「経営請負責任制」<sup>(4)</sup>、「現代企業制度の確立」と、いくつかの改革を経て多少の改善はあったが、この「政府の附属機関」という国有企業の官僚機構の下部構造的 성격に抜本的な変化は残念ながらまだ見られない。近年、中国の国有企業は、その多くが過度の行政介入、不良債権、債務の付け回しである「三角債」、低生産性、高い社会保障負担、過剰雇用、赤字体質など多くの課題を抱えており、しかもこれらが深刻化している。1997年9月に開かれた第15回全国人民代表大会では企業を改革し、資本の効率を高める「株式制度（股份制）の全面導入」による国有企業改革案が党の決議として採択され、さらに1998年3月の朱鎔基総理就任の記者会見で表明された、いわゆる三大改革（行政改革、金融改革、国有企業改革）の一環としての国有企業の改革は最も重要な課題の一つとして急浮上し、今、中国各地でリストラはもろん民営化、合併や買収、外資との合併等々さまざまな方式を導入し、本格的な制度改革が進行しているのである。

中国の企業の成長率を比較してみると、ここ10年間、郷鎮企業、外資系企業、個人・私営企業いずれも高い成長を遂げているのに対して、国有企業は一貫して低い成長しか遂げていない。1987～97年の11年間、鉱工業全体は年平均17.8%成長しているが、その中で郷鎮企業を中心とする集団所有制企業は20.8%、個人・私営企業は39.1%、外資系企業を中心とする「その他」は53.0%の成長となっている。これに対して、国有企業はわずか7.5%しか伸びていない。国有企業の民営化があまり進んでない実状を考慮すると、近年の国内総生産の高い成長は主として非国有企業の成長によって支えられていて、国有企業が低迷して

(4) 「放権譲利」とは、権限を中央政府から地方政府へ下渡し、利益を企業に譲渡すること。「利改税」とは、利潤をすべて国に上納する制度を、利潤の一部を税金として納める制度に改めること。「経営請負責任制」とは経営請負契約を通して、一定額の利潤を基数に政府への利潤上納を請負い、基数を超えた利潤は企業と政府で分配するが、企業への分配比率を高くし、請負基数を達成できない場合、契約で定められた額を政府に上納するという制度である。「現代企業制度」とは企業の財産権、経営自主権、損益自己負担、出資額の範囲に限定された有限責任という国有企業の経営メカニズムの転換をはかる制度を指す。これと、1993年12月に制定された「会社法」によって、国有企業を有限会社または株式会社に改組したり個人や集団に売却する道も開かれた。

図表 2 工業総生産における国有企業と非国有企業のシェアの推移



(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、1999年、423ページより作成。

いることがよく分かる。

次に、工業総生産額における国有企業と非国有企業のシェアの推移を見てみよう(図表2)。1978年の国有企業の工業総生産額に占めるシェアは77.6%だったのに対し、非国有企業のそれはわずか22.4%しか占めていなかった。しかし、14年後の1993年に両者のシェアは逆転し、国有企業のシェアが47.0%になったのに対し、非国有企業のそれは53%を占めるようになった。1998年時点では国有企業と非国有企業のシェアはそれぞれ21.6%、78.4%となっており、1978～98年の21年間で、国有企業のシェアは実に56ポイントも下落しているのである。

結果から見ると、改革・開放政策の実施によって中国の経済力は大きく発展した。しかし、このことは社会主義経済体制の基盤の一つである国有制が大きく崩れ、非国有企業の特徴である集団所有制および私有制がますます拡大することによって実現したことに留意しておく必要がある。



### 3. 改革下における失業問題と就業構造の改革

#### 3-1. 改革下における失業問題

すでに述べたように、全体として中国の改革・開放政策は順調に進み、計画経済の割合が低下し、市場経済の導入が進展している。これと並行して、企業制度や労働制度の改革も実施されている。企業制度の改革は前節で取り上げたので、ここでは次の点を指摘するに留める。すなわち、1986年12月に第6期全国人民代表大会常務委員会第18回会議で「企業破産法」が採択され、1988年11月より施行された。この法律の制定によって、かつては考えられなかった国有大企業の倒産も当然起こる時代と変わり、ここ数年間、裁判所に破産を申請した企業数は増加の傾向を示している。

他方、労働制度も本格的に改革が行われている。従来の雇用制度は、「鉄椅子」（降格がなく、ポストが保証されていること）、「鉄飯碗」（失業がなく、仕事が保証されていること）、「鉄工資」（減給がなく、給与が保証されていること）といういわゆる「三鉄」によって成り立っていた。1986年6月に国務院は「国有企業労働契約制度実施暫定規定」を公布・施行した。この規定によって、今後国有企業が新しく従業員を採用する場合はすべて労働契約を結び、この契約によって労働者の労働条件・待遇・雇用期間等が決められることになった。こうして、「新人には新制度の適用」をしたわけであるが、既存人員に対しても職場定員制、職場責任制および業績評価制を実施し、職場組織のスリム化と競争メカニズムの確立、および労働生産性の向上が図られることになった。

労働契約制度の導入と職場定員制・職場責任制の実施にともない、賃金制度の改革も本格的にスタートした。企業では、従業員の賃金総額を企業の利益にリンクさせ、従業員個人の給与をその能力や業績にリンクさせる賃金制度が実施され始めた。しかし、それによって国有企業でも従業員を解雇できるようになり、企業の余剰人員が職場から外され自宅待機する、いわゆる「下崗」（一時解雇）も行われるようになった。

沈才彬<sup>(5)</sup>氏の推計によれば、1997年末には570万人の完全失業者と480万人の

(5) 沈才彬著、前掲書205～207ページ。

一時解雇者があり、両者合計で1,050万人の失業人口となり、都市部における実質失業率は5.7%に達している。1998年の公式発表の失業率は3.1%で、前年並みの約600万人が失業中ということであるが、実際には完全失業者が約800万人に達し、このほかに一時解雇者が609万人もおり、両者合計で失業人口は1,400万人にのぼり、実質失業率は8%に達したと思われるという。

中国労働・社会保障部の労働科学研究所の予測によれば、2000年に都市部における労働力供給量は約7,020万人ある。ところが、現状では都市部で経済成長による可能な新規雇用が約2,200万人と、定年退職などに対する補充採用が約1,400万人で、両者合わせても新規に雇用可能な人数は3,600万人程度にすぎない。そうすると、計算上では3,400万人もの人々が失業することになる。このほか、農村には1億3,000万人もの余剰労働力があるといわれる。これを加えると、2000年には中国の失業者数は1億6,400万人という膨大な数になることが想定される。したがって、この失業問題をこのまま放置すると、中国社会の大きな不安定要因となることが予想される。

### 3-2. 就業構造の改革

上記のように、今後ますます雇用情勢が厳しさを増すことが予想され、失業人口の増大は絶えず圧力釜のように中国政府にプレッシャーをかけ、適切な対応策の実施を迫っている。

一般に、経済成長率が低くなると失業率が高まるため、失業問題の改善には特に中国では経済の持続的・高度成長が不可欠である。つまり、失業問題解決の鍵の一つは経済の高度成長による失業の吸収である。もちろん高度成長を維持するだけでなく、産業構造の改革も急務である。すなわち、第3次産業の振興による第1次・第2次産業から第3次産業への就業人口の移動である。先進国の産業間の就業比率を見ると、第3次産業は通常、就業者全体の60~70%を占めている(因に1998年時点で米国は73.5%、日本は62.1%である)<sup>(6)</sup>。それに比

(6) 矢野恒太郎記念会編『世界国勢図会(第11版)』国勢社、2000年、106・108ページ。

べると、中国の第3次産業の割合は1998年時点で26.7%しかないので今後大きく伸びる余地がある。この第3次産業を振興するには、情報、環境保護、運輸通信、流通、サービスなどにおいて知識創造型の新産業の育成に力を入れなければならない。米国や日本の経験をみると明らかなように、これらの新産業は第3次産業におけるベンチャー企業として出現すれば、中国の経済成長を牽引し、新しい雇用を創出する主要な産業になる可能性を秘めている。

第2は、第2次産業も従来の鉄鋼や石油化学を中心にした「重厚長大」型の基礎素材産業だけでなく、「軽薄短小」型の電子機器、精密機械、自動車部品等の加工組立産業の振興や高加工度化を図るためにも新規中小企業の育成が求められている。第2次産業のうち、こうした分野が充実し発展が進むと、産業は高度化し新しい雇用が生まれることになるだろう。

第3は、国有企業から非国有企業への就業者の移動である。換言すれば、雇用を創出するためには新しい民間企業をその受け皿として創り出さなければならない。そのために新規に民間企業の育成策を提案して、個人企業、私営企業、郷鎮企業、外資系企業など非国有企業の創業と経営を支援し、新規雇用者数の増大を計る必要がある。過剰な人員を抱え、潜在的な失業者予備軍を形成している国有企業における就業者を減らし、非国有企業に移すことができれば、退職者への年金など将来の社会負担を減らすと同時に過剰な人件費負担も減らし、赤字の多い国有企業にとって一石二鳥の効果が考えられる。これら三つの就業構造の改革が実現できれば、失業問題の大幅な解決の道が開かれることになるだろう。

以上のように、いずれにしても現在の中国にとって失業問題は、早急に解決すべき最も重要な課題の一つである。そして、これに対する対応の鍵が、新規事業展開やベンチャー企業の創出なのである。因みに、既存の国有企業の多くは雇用を拡大することがあまり期待できない。なぜなら、それらは前述のように種々の問題を抱えており、事業の多角化などをしない限り規模の拡大は望めず、反対に技術の発達による機械化・自動化・ロボット化などにより、特に国有大企業の中で多数働いている単純労働者の減員は不可避となっているからで

ある。したがって、この問題の解決策の一つは、新規企業の創造による新規雇用の創出であり、ここにベンチャー企業を創出しなければならない必然性が存在するのである。

### III. 中国におけるベンチャー企業の実態

中国では、1997年9月の中国共産党第15回全国代表大会で、企業改革特に国有企業の改革と発展戦略が打ち出されたが、これまで中小企業<sup>(7)</sup>の改革と発展の必要性に対する戦略的な認識に乏しく、中小企業に対する軽視や差別が存在していたことが指摘されたのである。つまり、経済改革の視点から中小企業を重視することは、現代中国の経済発展にとって最も重要な課題の一つであることが確認された画期的な大会である。これは「抓大放小」という方針に要約される。抓大とは産業政策に合致した国有大企業や企業集団2,000社を積極的に支援することで、放小とは中小企業に経営の自主権を与え、自由化・活性化を図ることである。

目下、中国ではベンチャー企業すなわち「風険企業」という概念はまだ十分認知はされていないようであるが、現実には新たな可能性に挑戦しようとするベンチャー企業が無数に出現しており、果敢に新たな事業に取り組んでいるのである。そして、それらは前に述べた中国の企業形態からすると、比較的自由度の高い郷鎮企業や私営企業に顕著に見られるものの、国有企業においても新たな集団を形成しつつある。

---

(7) 中国では企業の規模別区分は、企業の生産能力によって行われることもあるが、産業によっては製品が多種におよんでいて生産能力による区分が難しい場合があり、その場合は固定資産原価で区分することもある。また、慣習上、従業員数による区分が行われることもあり、その場合、従業員が1～9人の場合を零細企業、10～99人の場合を小企業、100～499人の場合を中企業、500人以上の場合を大企業という。中国政府の大、中、小企業の区分基準は、改革開放後企業規模区分基準の公布によって、1978年、1985年、1988年の3回にわたって変更された。

金山権稿「中国における中小企業改革戦略の再構築」日本経営学会編『日本経営学会第73回大会—報告要旨集—』同志社大学、1999年、144ページ。

以下、中国における①中小企業の特徴と役割、②中小企業による雇用創出、③「西部大開発」戦略と創業支援モデル、④ベンチャー企業の実態、について考察する。

### 1. 中小企業の特徴と役割

中国は12億5千万人の人口を擁する発展途上国であるので、中小企業の発展は極めて重要な意義をもっており、特に雇用面ですぐ後で述べるように多大の貢献を果たしている。また、最近の国内総生産の新たな増加は中小企業による貢献が大半であり、経済改革にも重要な貢献をしている。さらに、中小企業は依然として行政機関等から軽視されたり差別されたりしているが、激しい環境の変化の中で全体として強い生命力を保持し発展している。そして、企業改革の中で中小企業は行政機関の重複管理、労働力の流動化、資金の不足等数々の問題に直面しているが、これらの問題を解決できれば中国社会の発展にもさらに大きな貢献を果たすことができる<sup>(8)</sup>。このように、中国にとって中小企業は経済的、社会的に重要な役割を演じているのである。

そもそも中小企業とは大企業に対する相対的概念であり、後に述べるが事業所数全体で圧倒的多数を占める存在であって、大企業に比較して規模が小さく特殊な性格を持っている。中国のいわゆる社会主義市場経済体制における中小企業の形態と特徴は次の通りである。

中小企業を所有形態によって分類すると、全人民所有制、集団所有制、混合型所有制、個人所有制等に分かれ、地域による区別は一応、都市部における中小企業と農村部における郷鎮企業とに分けられ、技術の種類やレベルによって分類すると、伝統技術にもとづく中小企業とハイテク型ベンチャー企業とに分れられ、存立形態によって分類すると大企業に従属する下請企業と独立型の企業に区別され、業種別では商業企業も多数あるが、工業企業が現在のところその主流である。1998年には、中国の中小企業の企業数は7,335,101社あり、企

(8) 金山権稿, 前掲論文, 140ページ。

業全体に占める割合は99.25%で、全国工業総生産額の比率は60%を占め、利潤税総額に占める比率は40%である。また、中小企業による雇用能力は就業者全体の75%強を占めている。

約300,000社ある国有企業の中で、中小企業の数には225,000社あり、全体の84.4%を占め、従業員数は2,346.9万人で、国有企業全体の30.3%を占めており、資産総額では国有企業全体の17.6%、純資産では国有企業全体の15%を占めている。また、第3次全国工業センサスによると、1995年における中小企業の工業総生産高は全工業総生産高の72.89%にも上るのに対し、大型企業は21.10%を占めるにすぎない<sup>(9)</sup>。

また、1996年の時点では全国で国家レベルのハイテク開発区が52ヶ所あり、そこに立地する13,722社の企業のほとんどが中小企業であり、従業員総数は1,290,980人で、1社当たりの平均従業員数は94人である。このハイテク開発区の総生産高は2,142億元、総収入は2,300億元であった。

1999年現在で国家が認可したハイテク開発区は53ヶ所とされているが、ハイテク企業は15,000社になっている<sup>(10)</sup>。これら中小企業の大多数がベンチャー企業であるが、既に研究成果は生産現場に転用され、ベンチャーによる新産業の創出は産業の近代化や技術進歩を促進し、人材を多数雇用し、経済を活性化している。こうしたことから、中国のベンチャー企業はまだ登場してきたばかりであるが、中国の経済成長に対して大きな期待をされている。

つまり、中小企業の改革の成否は、以上のように政府による立地条件の適正化、雇用の流動化、経済の活性化、市場化の進展等々に直接関連している。ベンチャー企業の創業や中小企業の新規事業展開によって、国有大企業が抱える余剰人員の問題、債務問題、過大な社会福祉負担、国有資産流失問題、不合理な意思決定メカニズムなどが改善され、国有企業の改革も進展することが期待できる。このように、ベンチャー企業や中小企業の発展は今後の中国の経済社

(9) 同上論文, 141~142ページ。

(10) 「中国将採取措施提高開發区土地利用效率」<http://cn.yahoo.com/headlines/991017/china>

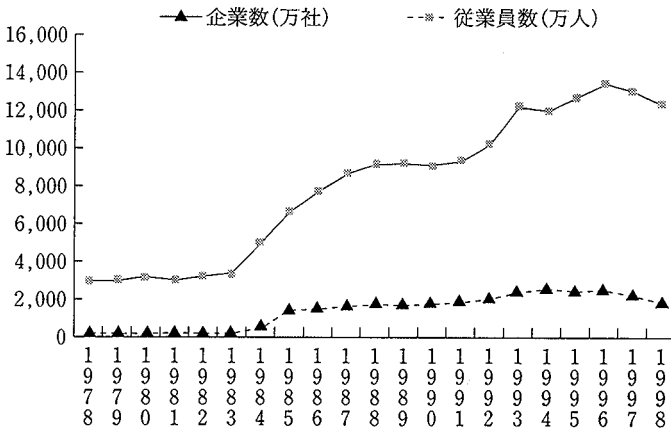
会発展と安定に対して極めて重要な意義を有しているといえる。

2. 中小企業による雇用創出

中国の改革・開放は最初に農村部から始まり、この波は農業から工業へ、農村から都市へ、沿海部から内陸部へと段階的に広がってきた。戸別生産請負制の導入と人民公社の解体による農村部の改革によって、農村の生産性は飛躍的に向上し、農業所得も大幅に増加し、さらに「郷鎮企業」が創設され、発展し、その結果過剰労働力の吸収と農業外所得の向上に多大の貢献をしている。これによって、農村部の余剰資金と余剰労働力が非農業部門へと移動することとなったのである。

郷鎮企業の大部分は中小企業であり、その急速な発展は一方で農村の工業化と都市化を促進し、他方で雇用吸収力が大きいために農村の余剰労働力の解消や納税による地方財政への寄与などが大である（図表3）。政府統計によると、特に1992年より郷鎮企業の企業数は2,000万社を超え、従業者数は1億人以上に達し、1998年にはそれぞれ2,004万社、1億2,537万人に増加している。郷

図表3 郷鎮企業の企業数と従業員数の推移



(出所) 中国国家统计局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、各年版により作成

鎮企業の躍進は膨大な雇用を創出し、農村近代化への道を切り開いた。また、農村部から都市部への急激な人口移動を緩和し、社会の安定をはかる役割や輸出による外資獲得も果たしている。なお、郷鎮企業の急速な発展の理由は種々あるが、それを可能にした膨大な投資が背後にあったことを指摘しておかなければならない。郷鎮企業の粗固定資産額は1996年現在1兆6,051億元に達し、これは自己資金だけでは到底賄えない金額で、そこには多様な資金調達方法が存在していることを示している。その主要な方法は、農村信用合作社(信用社)や中国農業銀行からの融資、股份合作制や外資などによる資金調達である。とりわけ、1978年の農村改革による農民の余剰金が、貯蓄を通じて信用社を經由し、郷鎮企業に貸付けられる資金循環メカニズムが成立している点<sup>(11)</sup>は重要である。

都市における代表的な新しい雇用創出は、ハイテク開発区の中のベンチャー企業で起こっている。上にも述べたように、1996年にハイテク開発区にあった13,722社の企業のほとんどが中小企業であり、従業員総数1,290,980人の大半はここ数年間で新たに採用された人々である。中国のベンチャー企業は登場してきてまだ年が浅いが、成長する中小企業の大多数はベンチャー企業であり、中小企業の改革と発展の一つのモデルを形づくっており、中国の経済成長にとって重要な役割を果たしてきており、今後も大いに期待できるのである。

### 3. 中国の「西部大開発」戦略と創業支援モデル

中国の改革・開放が始まって以来、急速な経済成長が続いてきたが、その中でしばしば二つの経済発展モデルが指摘される。その一つは、最も早くから改革・開放を実施してきた中国南部の沿海部を代表する「広東モデル」である。もう一つは、江蘇省南部と浙江省北部を代表する「蘇南モデル」(「江浙モデル」とも呼ばれている)<sup>(12)</sup>である。

「広東モデル」の出発点は、省政府に対して外資を利用するプロジェクトの認

(11) 渡辺利夫他著『図説中国経済(第2版)』日本評論社、1999年、48~49ページ。

(12) 稲永明久・林土明稿「中華人民共和国における創業支援制度の確立に関する一考察」『長崎県立大学論集』、第32巻第1号1998年6月、29~36ページ。



可権限を与えたり、外貨使用の上限額を大幅に引上げるなど外資の導入を容易にし、1979年に広東省の深圳、汕頭、珠海および福建省の廈門の4ヶ所に経済特区を設け、外資系企業に対する特別優遇政策を適用したことに始まる。この政策によって、香港・マカオ、台湾、日本並びに米国などからの外資が活発に投資をし、その投資先が、中国南部の沿海部に集中したのである。これは海外に住む華僑や華人のほとんどがこの地域出身であり、この華僑資本の投資が外資の過半数を占めたことによる。南部沿海地域ではこのような外国企業が多数進出し、結果的に、外国資本に依存した輸出主導型の経済発展が行われるようになった。外資系企業では原材料の一部分を輸入することもあるが、基本的には外国の豊富な資本や進んだ技術および厳格な品質管理法(QC)などを導入し、労働集約的効果すなわち低コストを求めて中国で生産し、それを輸出するという方式を採っている。

これに対して「蘇南モデル」は、農村部の村と町における企業を意味する郷鎮企業の興隆に基礎づけられている。この郷鎮企業が最も早く最も強力で発展したのは、江蘇省南部の蘇州市、無錫市、常州市、および浙江省北部の杭州市と湖州市であった。それは政府が企業の所有制を多様化したことによってチャレンジ精神を発揮し、企業を創業する者が次々と出てきたためである。現在では、この郷鎮企業は雨後の筍のように多数出現し、しばしば地域に企業群を形成し、成長してきている。そして、こうした郷鎮企業の隆盛によって地域の経済は急速に発展し、地域住民の生活が確実に豊かになってきている。1978～98年末までの間に、郷鎮企業の発展によって全体で1億2千万人以上の雇用が創出され、農村近代化への道が切り開かれた。

現在、中国では「全方位開放」を経て、1999年9月の中央経済工作会議で提案された、陝西、甘肅、貴州、四川、新疆、チベット等の10省と自治区および特別市重慶から構成される西部地域の開発プロジェクト、すなわち「西部大開発」が強力で推進されており、内陸部をどのようなモデルで経済発展させるべきかが重要な課題となっている。広東モデルのように「改革・開放地区」の指定をして外国資本に優遇政策を与えても、人的繋がりががないので自動的に外国企

業が進出してくれるわけではない。広大で、水道、電力、道路、鉄道、空港等々インフラの整備が遅れている中国内陸部の経済発展に、外資に大きな望みを託することはあまり期待できないだろう。したがって、中国内陸部の経済発展モデルは、外資に依存した外向きの発展戦略に基づいた「広東モデル」より、国内の自立的な創業にもとづく発展メカニズムに立脚した「蘇南モデル」の方が適していると思われる。

しかし、中国内陸部の各地域は、蘇杭地域のような資金、人材、地理、交通等経済発展に有利な条件と企業創業に適した環境を期待するのは不可能である。このため、直ちに「蘇南モデル」を内陸部に適用するのは無理がある。内陸部は蘇杭地域のような創業ブームを発生させ、自ら発展する力が不足している。そこでこの問題を解決するために、中央と地方の政府の協力による種々の施策を展開することや、豊かな沿海部の政府が発展の遅れた内陸部の政府とペアになって支援することが急務となってくる。すなわち、内陸部の地方政府が中央政府やペアの沿海部の政府と協力し、中小企業の新規事業展開支援施策やベンチャー企業創業支援制度を早急に策定して、創業時の資金供給を行ったり、技術指導をしたり、販売のコンサルティングや人材育成等を実施し、内陸部の創業を活性化し、創業ブームを起こし、地域企業群を形成することが求められる。

このように、「蘇南モデル」に上述の「ベンチャー企業創業支援制度」およびBOT (Build Operation Transfer), すなわち外資が有料道路や発電所建設・運営のような多額の投資を必要とするが、安定した収入が見込めるインフラ事業を開始し、その投資資金の回収が終われば中国側に譲渡する方式、等を加えたモデルこそ西部大開発における新しいモデルと言える。しかし、これらの制度が確立されたとしてもまだ十分ではない。この制度が有効に機能するには、これを動かす原動力たる旺盛な企業家精神、なかでも明確なビジョンとリスクを恐れず果敢に挑戦するチャレンジ精神の養成が肝要である。また、創業支援制度が確立され、企業の創業が容易になりベンチャー企業のような新規企業が多数出現すれば、新規雇用の機会が増大し、目下、中国が抱えている深刻な失業

問題の解決に向けて大きな貢献ができるだろう。

#### 4. 中国におけるベンチャー企業の実態

中国は12億5千万人の人口を抱える大市場で、それを狙って世界中から無数の企業が参入している激戦市場である。しかも、貿易ルールの確立・自由化・紛争解決をめざす世界貿易機関(WTO)への加盟を控えていくつか残された問題はあがるが、次第に規制緩和が進み、多くの産業が自由競争になってきている。そうした中で中国で最も売れている電器製品は、中国の純国産メーカーの商品である。例えば、1998年現在カラーテレビの占有率は長虹電子(四川省)が25%で1位、2位は日本の松下電器で7%を占め、エアコンは1位が格力電器(広東省)で14%、日本の三菱電機が9%を占めて2位になっている。パソコンでは联想集団(北京市)が15%で1位、2位の米国のIBMの7%を大きく引き離し、冷蔵庫は海爾集団(山東省)が33%を占めて他を圧倒している。このように、強力な外資系多国籍企業の戦略商品と激しい競争をし、その中で優位に立つ新しい中国企業が中国国内で次々に台頭<sup>(13)</sup>してきている。

しかも、この新興企業群は新しい経営スタイルを生み出しつつある。すなわち、それは中国人独自の企業家精神を生かし、欧米、日本、台湾、香港などの代表的企業から最新経営手法を大胆に取り入れた「大陸型新ベンチャー」とでも呼ぶべきスタイルである。以下、この実例を紹介する。

華為技術有限公司(Huawei Technology)は経済特区深圳の通信機器メーカーで、大学の理工科卒の若者数人が1987年に創業した純粋な民間ハイテク・ベンチャー企業であり、当初は外国製品の輸入会社だったが、その後自社製品の開発・販売を手がけて急成長し、1998年現在売上高87億元、利益20億元の高収益企業になっている。この会社の経営上の特色は二つある。その一つは、世界でも最先端の商品を自主開発したことである。中国は、米国に次ぐ世界第2位の通信機器市場である。この分野はわずか4年前まではスウェーデンのエ

(13) 今村英明稿「中国で“大陸型新ベンチャー”企業が台頭」『日経ビジネス』1999年4月26日、51～54ページ。

リクソンなど外資系企業の独壇場だったが、最近是国内メーカーが急速に力をつけ、中でも華為技術は25%のトップシェアを獲得している。ワイヤレスアクセスなどの製品では6~7割ものシェアを獲得し、しかも依然として年平均100%の成長を続けている。華為の強みは、海外メーカーからも一目置かれる強力な製品開発力にある。同社の製品は基本的に独自開発技術であり、同社の開発速度は海外の先端技術革新とほとんど同期化し、しかも中国国土の広大さからくる地域の特殊事情も製品によく反映させている。このような製品開発力の秘密の一つは、中国国内の若手エリート・エンジニア達を猛烈な仕事に駆り立てる経営システムにある。全社員2,400人中、大卒が85%以上、さらに修士以上が6割を占め、中国では極めて異例の高学歴会社である。しかも、この4分の1を研究開発部門に重点的に投入している。社員の初任給も国有企業のホワイトカラーの約10倍で、外資系企業のトップレベルと比べても遜色ない水準にある。

華為の第2の特徴は、ストック・オプション（自社株購入権）の採用である。入社後全員をまず生産現場に配属し、適性を見て配置転換をし、個人の業績に直接関連づけて昇進や降格を行い、完全な実力主義を採用している。また、一定の退職者率を定めており、基準に満たない社員は数年も経ず辞めさせられる。しかし、残った社員の8割はストック・オプションにより自社株主となるため、帰属意識は極めて高くなり、しかも株式公開（IPO: Initial Public Offering）がされれば会社の業績次第で多額のキャピタル・ゲインが得られるため、仕事に強く動機づけられるわけである。その上、こうした実力主義と利益還元の仕組みの他に、若い技術者を惹きつけるために空席ポストの社内公募制や自主研修による能力強化策等も採られているのである。

このような高い成長力のあるユニークな「大陸型新ベンチャー」企業は、現在のところまだ極めて少ない。各業界に数社、全体でも数十社にすぎない。今はまだ、中国沿海部という限られた地域で、からし種のような小さな点として存在するにすぎない。とはいえ、それでも中国では明らかに新しい企業モデルが生まれつつあるといえるだろう。

この大陸型新ベンチャー企業は、欧米や日本あるいは韓国の企業と似ているところもあるが、実際には大きく違っている。若くて、斬新で、すばやい行動をし、しかも民族意識を持っている。それらは着実に勢力を伸ばし、中国市場では世界の一流企業に伍して競争に勝てることを証明しつつある。また、それらは中国の経済成長を持続するための牽引力でもあり、破産した国有企業の救済の受け皿などとして、経済発展の中核的な役割を担うことが期待されているのである。

#### IV. 中国における創業支援制度の実態

本稿で創業支援とは、創業以前の技術シーズ (seeds) 開発支援にはじまり、創業時の資本の出資はもちろん、貸付等の融資や信用保証を拡大したり、創業資金の不足に対して助成金を提供したり、必要な技術の指導や人材の教育を実施したり、経営のコンサルティング等を実施することである。さまざまな創業の支援施策が行政機関や関係団体等を通じて実施され、創業環境が整備されることによって、企業家精神を涵養し、創業を活性化させ、創業ブームを起こさせ、それがやがて企業群にまで発展し、経済発展へと続くことが期待される。

こうしたことから、中国政府は中小企業の育成や新規事業展開、特にベンチャー企業の創業支援制度を確立することに最近熱心に取り組み始めている。以下では、まずベンチャー企業の最大の問題といわれる資金調達に対する支援制度、続いてベンチャー企業の創業と経営のバックグラウンドとしてのチャイニーズ・ドリーム、最後にベンチャー企業の先端地域を形づくっている高新技术産業開発区(ハイテク開発区)、の3つの側面から中国における創業支援制度の現状を分析する。

##### 1. 資金調達に対する支援制度

###### 1-1. 中小企業局の新設と信用保証制度

中国の産業全般を管轄する官庁である国家経済貿易委員会(経貿委)は、1998

年10月に日本の中小企業庁を参考に当該委員会の中に中小企業局を設立した。<sup>14)</sup>この企業局は当面20人前後と小規模であるが、目下、中国の中央官庁は行政改革で組織の統廃合を進めており、局の新設は極めて異例である。同局は中小企業の経営管理、資金調達、技術開発、販売網整備などを支援する政策の立案を担当する。経貿委内に中小企業局を開設することによって、中国政府は国有大企業の改革だけでなく、中小企業の育成や発展に力を入れる政策転換を行った。これは、国有大企業の改革が困難に直面する中で、国有及び私営の中小企業に対する支援を強化して経済の活性化を図るとともに、雇用の拡大も狙う政策である。

経貿委と各地方行政機関は協力して、資金調達に苦しむ中小企業向けに信用保証制度を北京市、上海市や山東、安徽、雲南など各省一部の地域でスタートさせた。すなわち、各地で5千万～3億元の資金をもとに、その数倍の債務保証を実施し、有望な中小企業が融資を受けられるようにした。また、江蘇省鎮江市では、開発途上国に資金や技術の供与を行う国連開発計画(UNDP)が、15万ドルの資金援助で設立した信用保証センターも活動を開始し、資金の慢性的不足に悩む中小企業の福音となっている。

さらに、中小企業局は中小企業の経営が小回りがきくことに注目し、売れない生産品目の転換やライフスタイルの変化に合わせた業態変更などを指導している。生産能力の過剰を解消するために設備廃棄を行っている紡績産業などでは、すでに他の産業に転換した事例も出ている。また、ハイテク分野への進出を目指す中小企業やベンチャー企業向けには、全国の国家レベルのハイテク開発区に「科学技術創業センター」と呼ばれる「インキュベーター」(business incubator)を設け、研究開発施設の提供や共同の技術開発、財務・経理の指導、従業員の教育・訓練などに乗り出している。このように、中国では現在経貿委を中心に中国経済の発展における中小企業やベンチャー企業の振興の重要性を認識し、これに対する公的支援制度の企画・立案・実施に本格的に取り組んでいる。

(14) 後藤康浩稿「中小企業局の新設—中国、信用保証制度も始動—」『日本経済新聞』1999年3月22日。

## 1-2. リスク投資機関（ベンチャー・キャピタル）

1985年3月に中国政府は「科学技術改革の決定」の中で、変化が急速でリスクが大きなハイテク産業に対してリスク投資機関の設立を支持すると主張した。この政策決定によって、中国のハイテク産業に対するリスク投資が始まったのである。1985年9月に中国で初めて全国規模の金融機関としてのリスク投資会社「中国新技術創業投資公司」が設立された。一方、1984年に中国の四大国有商業銀行の一行である中国工商銀行は技術産業に対する投資プロジェクトを開始し、その他の銀行も相次いで投資会社を設立し、1987年には許昌市で「技術信用社」がスタートした。1990年に、同じく四大国有商業銀行の一行である中国銀行は正式に技術産業に関する投資プロジェクトを取り扱うようになった。また、広東省はベンチャー・キャピタルとして「広東省科学技術リスク投資」を設けた。1998年の時点で非銀行リスク投資機関の数は80社で、投資額は36億ドルになった。政府と非政府の出資比率は、1987年の62.1対37.9から1990年には45.4対54.6に逆転した。このようなリスク投資会社以外にも、各地のハイテク開発区でさまざまなリスク投資機関とリスク投資基金が設立された。<sup>(15)</sup>

1990年代に入ってから、対外開放の拡大とハイテク産業の急速な発展にともない、国際的なリスク投資会社も中国市場に投資をし始めた。1992年に米国系の太平洋技術リスク投資会社が中国で設立された。これは米国の国際データ集団会社(IDG)が投資して設立した、中国ではじめてのリスク投資基金であり、投資業種はコンピュータ関連、電子、新素材、薬品、バイオテクノロジー等のハイテク産業が中心である。1998年から7年間で中国への投資額は総額10億ドルと予想され、最近さらに1億ドルの追加投資が発表され、全部で11億ドルとなり、このような大規模な投資は中国のハイテク産業の発展を強力に促進するだろう。<sup>(16)</sup>

中国国内の経済特区で、リスク投資を利用して大きな役割を果たしている具

(15) 劉曼紅主編『風險投資—創新与金融—』中国人民大学出版社、1998年、322ページ。

(16) 鄒藍稿「科技觀瀾：中国風險投資在中國」『中文導報』、1999年11月4日。

的な例は以下のとおりである。まず、深圳では1997年のハイテク産業生産額は総工業生産額の三分の一を占め、リスク投資の試みも一番早く始まった。1995年に資本金が1億円で「深圳ハイテク産業投資サービス公司」が設立されたが、1998年までに企業に信用保証した金額は11億円で、これによって増加した生産額は40億円であった。また、1998年には深圳で「深圳リスク投資プロジェクト仲介センター」が設立され、全国65ヶ所の大学や科学技術研究所から178件の潜在成長力を有するベンチャー企業に関するプロジェクトが具体化された。その後、資本金10億円の「深圳ハイテク産業投資サービス公司」が新たに設立され、1999年1月には中国科学技術部によって深圳が中国でリスク投資を試みる都市としてはじめて承認された。

また、1993年には広東省で「広東創業公司」が設立された。この企業の5年間の累計投資額は3億元にもなっており、52件のハイテクに関するプロジェクトを開発した。最近、広東省政府は毎年1億元の投資額の増額を決定した。1997年には上海で「上海浦東創業投資公司」が設立され、1998年から2000年まで市政府は6億元の投資額を出資した。この資金の投資先はハイテク成果の移転プロジェクトの支援である。

以上のように、中国におけるリスク投資の企業数および投資額は急速な伸びを示している。それにともなって多数の有力なベンチャー企業が生まれており、北京四通電子集团公司、科龍集团公司などがその好例である。

ところで、『中国統計年鑑』によると、中国国民貯蓄は1989年末から1990年初めの高いインフレ率であったにもかかわらず、また一般に銀行不信によりタンス預金が多いといわれるにもかかわらず、貯蓄率は一貫して高水準に維持されてきた。その結果、1998年末の国民の個人預金残高は、53,400億元にも達した。このような豊富な貯蓄がベンチャー企業の創業や中小企業の新規事業展開に回ると、雇用の創出、経済の活性化およびさらなる高度成長という経済効果を生むものと期待される。

(17) 中国国家统计局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、1999年、318ページ。



こうしたことから、中国のリスク投資はまだ始まったばかりといえるが、今後この貯蓄を利用してベンチャー企業や中小企業などの中で高度成長が見込めるが、リスクのある企業に対して資金的な支援をする制度を充実させる必要がある。

## 2. チャイニーズ・ドリーム

中国は1999年3月開催の全国人民代表大会で憲法を改正し、「多様な所有制が経済を発展させる」として私営企業の存在を公認してこれを「社会主義市場経済の重要な構成部分」に格上げし、国有企業と同じ待遇を保証した。この改正は中国で創業を目指す人々に大きな転機となった。社会主義中国でもアメリカン・ドリームならぬ「チャイニーズ・ドリーム」が現実味を帯びてきたのである。

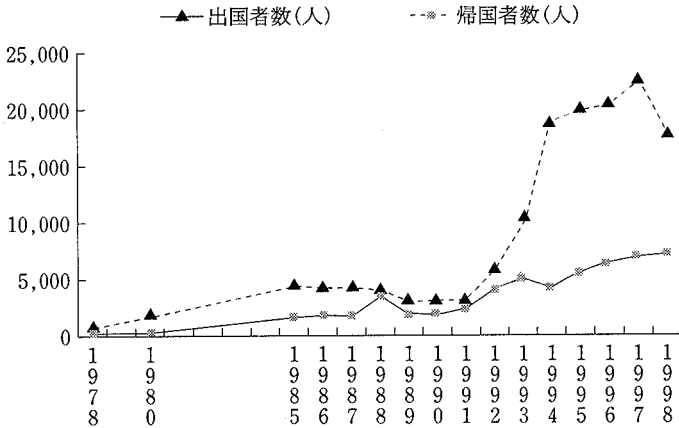
日本青少年研究所が日、米、中、韓の高校生に将来就きたい職業を尋ねたところ、「経営者になりたい」との希望が中国の高校生に断然多かった。中国は彼らのこの夢をかなえられる条件を整備できるだろうか。

留学などによって海外で知識や技術を身に付けた中国人をどれだけ呼び戻せるかは、中国の今後の発展を左右する一つの鍵であり、中国政府は様々な呼び戻し作戦を開始している。中国の教育部は1998年から都市労働者の平均年収の約17倍に当たる10万元の年収を保証して海外にいる中国系の大学教授を呼び戻す「長江計画」を始め、大学自身が企業を所有し経営するという産学一体化が進んだ中国で、大学を多くの企業を創出することに役立たせようとしている。また、中国科学院も帰国後3年間に研究設備費を含めて200万元を支給する、科学者呼び戻し「百人計画」を1993年から開始した。その結果、帰国希望者は年々増え、1998年には約千人の応募があつて、その中から81人が採用された。<sup>(18)</sup>

実際、海外在住の中国人は中国の変化をじっと見守っている。中国の教育部の調査によると、改革・開放に踏み切った翌年の1979年から1998年までに

(18) 中国問題取材班稿「きしむ中国—道半ばの大国—第2部—2」『日本経済新聞』1999年7月22日。

図表 4 中国人留学生の出国・帰国者数



(出所) 中国国家统计局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、1999年、644ページより作成

国した留学生は約14万7千人である。そのうち帰国したのは36.1%であるが、1990年代に入って帰国者は年毎に増加している。しかし、出国者の伸び率はそれをはるかに上回っている(図表4)。また、米国のシリコンバレーにある1万4千社のハイテク企業のうち、17%は中国系のCEO(最高経営責任者)であり、またニューヨークのウォール街でも中国系ビジネスマンが目立つようになっていわれている。中国は発展途上国であるため、当初は海外留学生の頭脳流出が問題視されたが、1990年代に入るとUターンが始まり、留学生が中国に帰国して自分自身の会社を立ち上げる例が目立ち始め、中国のハイテク化を契機としてUターンが一気に進むことになったのである。

たとえば、上海創価諮詢有限公司の創立者孫立平(37)は上海復旦大学でコンピューターを専攻し、卒業後1989年に日本に留学して名古屋大学大学院経営情報システム研究科を終了し、1993年4月に中堅証券会社に入社した。翌1994年に上海進出を狙う人材サービス会社に転職したが、1996年2月について上海創価諮詢有限公司を設立に至ったのである。投資額は3万ドルであり、メンバーは孫のほか営業担当が1人、管理部門担当が1人の計3人で、事業内容は主に

企業に対する人材紹介サービスである。業績は設立当初から順調で、1年目で顧客企業は100社、売上高100万元を超えた。2年目には売上高が180万元に達し、3年目の昨年は300万元を目標にし、社員も10人に増加し、急成長している。

また、陳健(37)は、西安交通大学でコンピューターソフト専攻を卒業し、1989年にオーストラリアに留学した後、現在南オーストラリア大学の準教授であるが、大学を1年間休職し、1998年9月に西安に設立したインターネット関連のソフト開発会社を軌道に乗せるために帰国した。今回の帰国で会社の資金調達にメドをつけ、信頼できる社員を集め、また共同経営者を見つけ、自らは開発研究に専念できる態勢を整える。既に中国最大手のパソコンメーカー、联想集団からソフト開発の注文を受けており、国際競争力をもつ中国最大のソフト会社にしようとしている。

このような成功例は枚挙にいとまがない。外国で技術やノウハウなどを学び、外国の企業・大学・研究機関等で実務経験を重ねてきた人材が、「チャイニーズ・ドリーム」の実現をめざして帰国し、中国に欠落している製品・サービス・技術などを狙って小さなベンチャー企業を設立し、短期間で急速な発展を遂げ、大企業の仲間入りを果たし、一庶民が一代で大富豪になる成功談が、中国の人々を次々と事業創造に駆り立たせている。また、こうした新規企業が多数勃興することによって中国経済自体も活性化し、大きく発展することが期待されるのである。日本の場合、企業家が経営に失敗して倒産した時、個人財産まで金融機関によって担保としてとられているため没収され、再起が極めて困難となるが、米国の場合、「連邦倒産法」によって最低限の個人財産は企業家のために保全されるので、事業に再度挑戦ができるようになっている。このような米国の法制度を中国に確立することも、企業家を生み出す風土を造ることになるだろう。

### 3. 高新技术産業開発区(ハイテク開発区)の設置

現在、中国では北京高新技术産業開発試験区の実験の成功を受けて、主要都市

の研究学園ゾーンともいふべき既成市街地に「高新技術産業開発区」というハイテク開発区が漸次設置されてきている。すなわち、1988年5月に國務院の承認により、はじめての国家レベルのハイテク開発区が北京に設立され、この北京新技術産業開発試験区が成功したため、1991年に中国政府は瀋陽、天津、ハルビン等他の27都市で高新技術産業開発区を設立した。1999年現在、国家が認可したハイテク開発区は全国で53カ所とされ、その中にあるハイテク企業は15,000社あるといわれている。また、省や市のレベルでも独自にハイテク開発区の認可を行い、国家レベルと同じ優遇等を行っているところが少なくない。つまり、高新技術産業開発区は経済特区と経済技術開発区と共に、中国の新时代に向けて経済を発展するための基本戦略を構成している。

中国の都市型ハイテク・ベンチャー企業の大半は、このハイテク開発区に立地しており、なかでも西安高新技術産業開発区は1998年時点で22.4km<sup>2</sup>の面積を有し、この中に22の大学や専門学校が立地し、2,500社余りの企業が進出を決め、ハイテク開発区収入は140億元、工業総生産額は94億元で、前年比それぞれ36%、37%の増加で全国53のハイテク開発区のうち3位となって、著名である。中国のハイテク開発区の仕組みは、先進諸国の経験を参考にしたとされているが、とりわけ台湾の新竹科学工業園區を強く意識している。このように、中国は国、省、市が一体となって技術移転や研究開発のダイナミックな仕組みを作り上げ、積極的にハイテク型ベンチャー企業の育成に踏み出しているのである。

このハイテク開発区は他の地区に比較してインフラ整備が十分行われ、行政機関によるバックアップ体制がかなり入念になされている。すなわち、①各ハイテク開発区の水、電力、ガスの供給能力、通信設備、道路状況等は、いずれも高いレベルで整備され、しかもその使用料金も安い。②ハイテク開発区内の情報ネットワークが高度に発達している。各ハイテク開発区は全部イントラネットやインターネットと接続し、情報の収集や交換が国際レベルで行えるようにされている。③ハイテク開発区は経済の発達した地域の中に設けられたので、人材や知約集積にも強みがある。つまり、ハイレベルの技術者や良質な労

働者の採用が確保でき、各種の情報も入手しやすい、というメリットがある。

また、このハイテク開発区は種々の優遇政策と良好な法律環境に恵まれている。すなわち①外資のハイテク企業の所得税は軽減されて15%となっている。さらに、事業年数が10年以上になった場合、利潤を獲得できたその年度から計算して、1年目から3年目までの所得税は免税とし、4年目から6年目までの所得税は半額減税としている。②国家はハイテク開発区に対し出資・貸付などで優遇政策を実施し、インフラ整備を支援する。③各ハイテク開発区の所在する省の人民代表大会はいずれも《経済技術開発区管理条例》を選択したので、最も信頼できる法律の保障がある。<sup>(19)</sup>

次に、北京新技術産業開発試験区(BEZ)について紹介をしたい。<sup>(20)</sup>1988年から1998年までの11年間、BEZの各プロジェクト経済成長率は毎年平均30%以上のスピードで伸びている。1998年の成績は、技術工業製品取引総額513.86億元、国内総生産額157億元、工業総生産額(不変価)333.5億元、輸出額3.34億ドル、上納税金額17.98億元であり、前年の同期に比べてそれぞれ35.7%、20.9%、42.4%、10.4%、40.4%増加した。また、これは北京市の工業総生産増加率の50%以上を占め、北京市の経済発展の重要な原動力となっている。現在、BEZのハイテク企業は6,057社あり、技術工業製品取引総収入が10億元を超えた企業は7社、1億元を超えた企業は60社あり、上納税金が500万元以上のハイテク企業は52社あった。このようなハイテク企業群が創出されることによって、中国におけるハイテク産業全体の発展に重要な基礎が提供されている。

他方、こうしたハイテク開発区は、科学技術の研究開発および生産のために良好な環境を提供している。また、ここには理工系大学も進出し、さらに一部のハイテク開発区は研究施設や設備等を安く提供したり、経営や法律の専門家をおいてコンサルティングをして創業を支援するインキュベーターの「科学技術創業センター」を設立したり、「科学技術リスク基金」(VC)を設立したりして

(19) 「中国経済技術開発区の特徴」 <http://www.sezo.gov.cn/jp/kfgtdjp.htm> 2000年10月6日。

(20) 「北京市試験区輪廓」 <http://www.bez.gov.cn> 1999年12月25日。

先端技術の研究開発および資金の支援をしている。近年、中国各地のハイテク開発区では留学帰国者の創業を支援する「留学人員創業園」というインキュベーターも設立されている。たとえば、広州市は1998年8月に「広州留学人員創業園公司」というインキュベーターを設立し、オフィスを2年間無償で提供するなど創業の支援に乗り出して、1999年9月には医薬品やコンピュータ・ソフトなどのベンチャー企業10数社が創業に至った。同様の組織は北京、上海、天津、昆明、長春などにもできている。

このようにして、1999年10月の国際基準に準じた「契約法」の施行とともに、中国におけるベンチャー企業の創業環境は、かつてとは大きく変わって急速に整備されてきている。中国でも努力と工夫しだいで、独自のビジネスが受け入れられる素地が大きくなっていることは見逃してはならない重要な事実である。

## V. おわりに

1998年3月に朱鎔基は首相就任の記者会見で国有企業改革、金融改革および行政改革という3つの目標を掲げた。これらの改革は現在の中国にとって不可避のしかも最優先に取り組むべき課題になっている。非常な困難を経験しながら、現在のところ行政改革により中央省庁を40から29に減らし、その公務員の数も約半分の17,000人強まで削減し、国有工業企業の利益は前年比2.8倍の243億元と大きく改善し、赤字企業の損失額は17.2%減少し、不良金融機関であった広東国際投資信託公司や海南発展銀行を破産処理するとともに、四大国有商業銀行に対して2,700億元の資本注入を行い、また資産管理会社を設立して、ここに不良債権を移して資産内容の改善を図っており、次第にその成果を挙げつつあるようだ。さらに、今年3月に開催された全国人民代表大会では、内陸部の開発を重点的に進めようとする「西部大開発」戦略が打ち出された。今後はこの開放政策の重心を沿海部から広大な内陸部に移し、地域間格差の解消の方向へ進むものと思われる。その最大の理由は、鄧小平の「先富論」にも

とづいて、「豊かになれるところから先に豊かになれば良い。それが全体の底上げにつながる」という考えから、沿海部を優先的に発展させたことにより、たとえば1人当たりのGDPが、沿海部で最も多い上海市が25,750元に対して、内陸部の最も少ない貴州省は2,215元で、実に約12分の1しかないという非常に大きな地域間隔差が生じたためである。こうした格差の拡大が社会の安定を脅かしかねないということであるが、同時に内陸部の膨大な潜在的消費市場の顕在化による景気回復と内陸部の環境破壊は、中国全土にとって深刻な生存環境問題となっており、これに対する配慮もあることを軽視してはならない。他方、アメリカの経済再生を見ると明らかなように、その背後にはベンチャー企業の活発な創業がある。この点に注目すると、実際に中国でも新たな可能性に挑戦しようとするベンチャー企業が無数に登場し、果敢に新たな事業に踏み出していることが分かる。そして、中国は「西部大開発」時代を迎えて、慢性的赤字、恒常的三角債、過剰人員、重い社会負担、未熟な経営、頻繁な行政介入等々の歴史的負の遺産に喘ぐ国有大企業とは異なり、ベンチャー企業の興隆こそが中国の経済改革の1つのキーポイントになるだろう。

「西部大開発」時代の現在、中小企業、特にベンチャー企業にとって注目すべきことは、世界経済の頂点に立つ米国とアジア経済のリーダー日本企業の動向である。ただ、現在の中国の創業支援制度は、これら先進国に比べて大きく遅れており、法体系、経済構造や企業制度なども異なっているので、先進国の経験はそのままでは中国にとって必ずしも参考にならない。要するに、中国は自国の社会経済制度を十分に考慮し、中小企業の新規事業展開やベンチャー企業の創業に適合した支援を行う制度の確立や、経営に対する各種支援策を確立すべきである。ここでは紙幅の関係上、ベンチャー企業にとってそれらの中で最も重要と思われる資金調達に対する支援制度と、各種創業および新規事業展開のノウハウと成長のための経営支援策の確立、という2点に絞って提言を行い、結びとする。

(21) 呉軍華稿「中国が“西部大開発”を進める二つの理由」『週刊ダイヤモンド』2000年5月13日、5ページ。

### 提言1：資金調達に対する支援制度の確立

現在の中国ではベンチャー企業の直面する最大の問題は、資金調達に関する点であろう。すでに述べたように、中国ではベンチャー企業の信用保証制度とベンチャー・キャピタル (VC) は存在するが、具体的な支援対象となった企業数や投資額は日本と米国に比べてかなり少なく貧弱である。したがって、国や地方の行政機関および金融機関は既存の VC に追加出資をしたり、新たに VC を設置したり、信用保証の基金を大幅に積み増しする必要がある。

次に、投資先企業を見よう。中国のベンチャー企業は、企業形態からすると比較的自由度の高い郷鎮企業や私営企業に顕著に見られる。前者は村や町の行政機関からの出資を受けて出発し、その後農村信用合作社や中国農業銀行等から豊富な融資を受けられるのに対して、後者の私営企業の立ち上がり資金の大半は家族の預金である。このため、金融機関や証券市場が未成熟な中国では、多額の資金を調達することはきわめて困難である。このような状況に対して、従来の大型や中型の企業の「A株」(個人・法人株)や「B株」(外資株)を売買する第一株式市場とは別に、新たに香港版 NASDAQ のようなベンチャー企業向け株式公開制度を深圳や上海に確立する必要がある。また、一般の金融機関の貸出金利は年 10%程度であるが、その調達は容易ではなく、地方では 30%ぐらいの金利や配当が常識とされている。したがって、ベンチャー企業が急増し発展している所では、特に農村部のベンチャー型成長企業には村や町の行政機関が出資や融資する場合が少なくない。他方、都市型の私営ベンチャー企業の場合もハイテク開発区を管轄する管理委員会やリスク投資会社 (VC) 等が出資しているのが大半である。このように、現在のところ公的な投資機関による投資は、成長段階にあるベンチャー企業に対するものが中心になっている。

日本のベンチャー・キャピタル (VC) は、安定成長期に入った企業を中心に投資しており、この点で中国の VC と似ている。これに対して、米国の VC の場合は創業期への投資が最も多くなっている。しかし、日本の VC も創業を支援するために 1997 年以降は設立後数年以内の若い企業に投資を積極化してきてお



り、さらに創業しようとする企業にも積極的に投資するところが出てきている。したがって、創業数を増やすためには中国のVCが創業期にある企業にも積極的に投資するように、ベンチャー財団を設けてそれに投資原資を低利預託するような政策を打ち出す必要があるだろう。

中国の国民貯蓄額を見ると、1998年末で国民の個人預金残高は53,400億元にも達している。したがって、中国内陸部における企業創業資金の不足に対して、このような貯蓄を出資や融資に導くことがベンチャー企業の創業や経済活性化を図ることになる。例えば、53,400億元の個人預金残高の10分の1、すなわち5,340億元程度の資金がベンチャー企業に回ると、創業投資として一企業平均の創業資金25万元とし、約210万社の創業を支援することが可能となる。このためには金利を引き下げたり、貯蓄利子の課税を引き上げたりして、家計資産を株式投資へ誘導する必要があるだろう。

ところで、米国では「エンジェル」(business angel)と呼ばれる個人投資家が多数存在しており、彼らが創業期のベンチャー企業に対する最大の資金供給源としてベンチャー企業の創出を支える重要な柱になっているところに特色がある<sup>(22)</sup>。米国では、毎年約25万人のエンジェルが約100億~200億ドルの資金を3万社以上の企業に供給しているといわれる。日本では創業間もない企業への投資に向かう総投資額の潜在規模は、年額で約1,400億円と推計されている。そして、投資家のベンチャー企業に対する投資リスクを軽減するため、通産省の提案で「エンジェル税制」が創設された<sup>(23)</sup>。このエンジェル税制により、創業期

(22) 創業時のベンチャー企業の生成、成長に重要な貢献をする者として、「エンジェル」がいるが、エンジェルの出資は初期段階が中心で、VCが主として担う投資ステージより前の段階を受け持っており、創業・スタートアップ期にあるベンチャー企業にとっては最大の資金供給源となっている。その数は日本ではVCの数倍以上にいるといわれる。エンジェルは金銭的支援のみならず、しばしば経営ノウハウや人の紹介等非金銭的支援等も行っており、メンター(mentor)としてもベンチャー企業の成長に大きな役割を果たしている。

(23) 日本では、投資家の投資リスクを軽減し、ベンチャー企業への資金供給を刺激するため「エンジェル税制」が創設された(1997年6月施行、2000年4月改正)。このエンジェル税制は、元は設立5年以内の株式会社で、研究開発費が売上高に対して3%以上の比率を占めている研究開発型企業に出資をした投資家(エンジェル)が、その投資で生じた損失(キャピタル・ロス)をその年度の株式譲渡益と相殺し、さらに3年間まで繰越控除をす

の企業に対する投資リスクが軽減されるので、投資が増えてベンチャー企業の創出が促進されるものと期待され、環境整備が進むだろう。また、中国でも金融市場で個人金融資産による直接運用が増加して、今後、中小企業やベンチャー企業の成長を資金面から支えるリスク・マネーの供給の担い手になることが強く求められ、創造的事業活動を行う中小企業の創出・育成のために、こうした担い手であるエンジェルの輩出が強く望まれる。現時点では中国における個人投資家は人数こそ少ないが、創業間もない企業に対する関心が高く、リスク・マネーの供給の担い手として投資に対する前向きな姿勢もうかがわれるので、中国においてもエンジェルの輩出に向けてエンジェル税制の導入や、日本と同様に「新事業創出促進法」による出資、新規事業展開等に対する貸付、「中小企業創造活動促進法」にもとづく債務保証、ベンチャー企業予備軍発掘・支援事業としての助成金等々のような各種の資金供給の制度的な施策に加えて、政府のより一層の規制緩和や企業側のディスクロージャー（情報開示）の充実とコンプライアンス（法令遵守）の確立等を行い、より総合的に事業環境のインフラ整備を進めなければならない。さらに、米国ではNASDAQ、日本ではマザーズやナスダック・ジャパン等のような新興企業向けの株式公開市場が設置され、中小企業やベンチャー企業が飛躍するための重要な資金を提供している。このようにベンチャー企業の株式公開（IPO）が容易になれば、出資者の投資資金の回収期間が短くなり出資しやすくなるとともに、ストック・オプションも強いインセンティブを持つようになるという効果があるので、中国にもこうした第二株式公開市場を早急に創設する必要がある。

## 提言 2：創業のノウハウや成長のための経営支援策の確立

中国において、中小企業による新規事業展開支援施策やベンチャー企業の創業支援制度が確立され、それによって企業家精神が刺激されれば、中国内陸部

---

るのを認める優遇措置であった。その後、投資のインセンティブを高めるため、今年追加修正されて、投資した株式の譲渡で利益を得た場合に、利益（キャピタル・ゲイン）を1/4に圧縮して課税する特例が受けられるようになった。

における経済活性化や経済発展の足がかりが築かれるだろう。また、創業や新規事業展開に対する支援制度を確立し、企業創業を容易にしてベンチャー企業のような新規企業が数多く出現すれば、新規雇用機会も増大し、中国政府が目下最大の課題として取り組んでいる金融改革や国有企業改革の効果と相俟って企業の生産性向上や赤字解消が促進され、その結果深刻な失業問題の緩和も期待できる。したがって、今後どのような施策が展開できるかが大きな問題として浮上してくる。

先進諸国ではいずれも経済の活力を与え新たな雇用を生み出す救世主として、ベンチャー企業の創業と成長が期待され、さまざまな支援政策がとられているが、前に述べた資金面以外にも経営面、人材面、技術面、税制面など多くの側面から中小企業やベンチャー企業の支援策が行われている。まず、経営面では、企業家を輩出し養成する機関として「ビジネス・スクール」の役割が大きい。アメリカでは一部であるが、すでに小学生の時代から企業家精神を涵養するために学校で「ビジネス・ゲーム」等を通して経営教育をしており、大学院のビジネス・スクールまで種々のレベルとステージの教育プログラムを用意して、創業に当たってのノウハウからベンチャー企業の経営に至るまでの幅広い知識を教えている。また、スタンフォード大学のインダストリアル・パークやマサチューセッツ工科大学(MIT)のテクノロジー・キャピタル・ネットワークのように、「リサーチ・パーク」を設けてベンチャー企業を誘致したり、創業支援組織を作り、教授陣がメンターとしての役割を担っている例も多い。遅ればせながら日本でも、最近多くの大学では「ベンチャー企業論」や「アントレプレナー論」を教え始めたり、またVCと提携して基金を立ち上げたり、企業と協力して財団法人を設置する動きがある。さらに、地方公共団体、商工会議所、中小企業総合事業団、中小企業団体中央会等は「窓口相談」や「創業支援セミナー」等を開催して創業や経営に関する問題に対する研修・指導・情報提供等をしている。その他、中小企業総合事業団が主催して優秀な試作品を紹介し、販売先や事業の提携先を発見したり、販路の開拓を行ったり、優れた製品や研究成果を顕彰してP.R.を行う「ベンチャー・フェア」を開催したり、各地の通

商産業局が中心になって創造的（新しい技術やサービスを提供する）中小企業者や創業を予定している者が、ビジネス・プランを発表して投資家や業務提携先などの経営資源を保有する者に資金や業務提携などを求める出会いの場として「ベンチャー・プラザ」を開催したり、共通の問題意識を持つ経営者同士が異分野の経営資源と接触し、新たなビジネス・チャンスの拡大を図る出会いの場としての「異業種交流会」を開催する。前者では同時に、法律問題、経営アドバイス、技術開発などの各種のノウハウや問題解決の支援も行っている。人材面では、管理者、経営者に自社株を購入する権利を与える「ストック・オプション」を導入し、優秀な人材の確保を行っている。これはベンチャー企業が株式を公開した場合に、株価上昇分がキャピタル・ゲインとして得られるため、企業の成功と自己の報酬が直結し、成功確率の高い企業は強力なインセンティブを付与できる。また、労働省は新規成長分野の企業向けに人材マッチングや各種情報提供をする「出会いの場」を開設したり、中小企業が創業したり、異業種に進出して雇用創出したり、それにとまって教育訓練をした場合に助成金や能力開発給付金を支給し、従業員の確保と育成を支援している。

技術面では、日本でも(財)VEC（ベンチャーエンタープライズセンター）や中小企業・総合支援センターなどによる技術士や経営経験者などのアドバイザー派遣制度他種々あるが、アメリカの中小企業庁(SBA)が実施する中小企業革新研究プログラム(Small Business Innovation Research: SBIR)がよりシステマティックで参考になるだろう。これは連邦政府機関が提示するトピックスに対して、ベンチャー企業が提案する研究開発プロジェクトのうち、商業化の可能性と開発リスクが高い、優れたプロジェクトの事業化を支援するもので、第1段階はフィジビリティ・スタディ（事業化可能性調査）、第2段階はプロトタイプ（試作品）開発、第3段階は開発成果の商業化（販売）、の三段階に分けて技術開発の支援をする制度である。また、SBIRはVCの投資分野と重なる部分はあるものの、純粋にマーケット・メカニズムだけではカバーしきれない分野にも手を差し伸べることで、国全体における科学振興のバランスを取る役割も果たしている<sup>24</sup>。このSBIRは日本にも導入されたが、最大の調達官庁の防衛庁

が参加しておらず、金額もわずかであるのに対して、アメリカはNASAや国防省がこの制度の中心になり、全省庁横断的に行われていることや、積極的に情報が開示されるなど日本に見られない優れた特徴がある。これとは別に、日本では地域の特性を生かし、地域の中核支援機関が中心になって研究開発から事業化を行うのを支援する総合的支援体制、すなわち「地域プラットフォーム」が設けられており、新事業の創出が図られている。

最後に、税制面の支援では創業初期における設備投資の円滑化や収益基盤の安定化のために、創業後5年未満の企業や売上高に対する試験研究費の割合が3%を超える企業に対して、事業用の機械・装置について特別償却あるいは税額控除を行ったり、欠損金を5年間繰越することができるようにして支援するとよいだろう。また、エンジェル税制を導入するとよいが、日本のようにキャピタル・ロスを経済的損失とだけ相殺するのではなく、米国のように定額を限度として一般所得と通算できるようにしたり、今年日本で追加修正されたように3年以上保有した株式が公開されて1年以内に売却した利益（キャピタル・ゲイン）に対しては1/4課税に減税するようにして、個人投資家の出資を誘導するとよいだろう。さらに、このキャピタル・ゲインを再びベンチャー企業に投資した場合、その額を限度に課税を繰延べるならば創業をさらに促進するインセンティブになると思われる。中国の中小企業やベンチャー企業の創業や育成を

(24) 1982年に中小企業の技術革新や研究開発を支援するため、中小企業技術開発法 (Small Business Innovation Development Act) が制定され、1983年より施行された。この法律に沿って実施されている政策がSBIRであり、これに注目する理由は支援に段階制を設けると共に、連邦政府機関が「ニーズ」(needs)と「資金」と「市場」を三点セットで提供するという他の国にない政策手段を講じているからである。

(25) この他、日本では大学等の研究成果(技術シーズ)を社会に還元するため、特許等の取得や事業化をしようと、有償で民間に技術移転する機関(Technology Licensing Organization: TLO)に対する支援等を内容とする「大学等技術移転促進法」が1998年8月から施行された。この大学等技術移転促進法にもとづき、大学等で開発された研究成果について市場メカニズムを介した流通・活用を図り、経済と研究の活性化しようとするものである。承認を受けたTLOが行う技術移転活動に対し、納付すべき特許料や出願審査請求手数料を軽減したり、産業基盤整備基金で助成を行い、開発された技術を民間企業にライセンスし、その収入を大学や研究者にフィードバックするシステムである。ただ、中国では大学自体が企業を保有している場合があり、この点で日本と大きく異なるが、中国でも大学と関係がない企業向けにこうした制度を設けると役に立つと思われる。

するために中国政府が、これらの諸制度を「ベンチャー企業支援制度モデル」として確立することを提言したい。

#### 【引用・参考文献】

- 「中国経済技術開発区の特徴」<http://www.sezo.gov.cn/jp/kfgtdjp.htm> 2000年10月6日。  
「中国将採取措施提高開発区土地利用効率」<http://cn.yahoo.com/headlines/991017/china>  
「北京市試験区輪廓」<http://www.bez.gov.cn> 1999年12月25日。  
稲永明久・林士明稿「中華人民共和国における創業支援制度の確立に関する一考察」『長崎県立大学論集』、第32巻第1号1998年6月。  
今村英明稿「中国で“大陸型新ベンチャー”企業が台頭」『日経ビジネス』、1999年4月26日。  
金山権稿「中国における中小企業改革再構築—直面している問題とその対策」、日本経営学会編『日本経営学会第73回大会—報告要旨集—』同志社大学、1999年。  
呉軍華稿「中国が“西部大開発”を進める二つの理由」『週刊ダイヤモンド』2000年5月13日。  
後藤康浩稿「中小企業局の新設—中国、信用保証制度も始動」『日本経済新聞』、1999年3月22日。  
鄒藍稿「科技観潮：中国風険投資在中國」『中文導報』、1999年11月4日。  
中国研究所編『中国年鑑2000』創土社、2000年。  
中国国家統計局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、1978～1999年。  
中国問題取材班稿「きしむ中国—道半ばの大国—第2部—2」『日本経済新聞』、1999年7月22日。  
中小企業庁編『先進各国の中小企業の現状と中小企業政策に関する調査研究』中小企業総合研究機構、1998年。  
中小企業庁編『‘創業・ベンチャー企業’支援策のご案内』中小企業庁、2000年。  
中小企業庁編『中小企業白書』大蔵省印刷局、1984年、1996年～2000年。  
沈才彬著『中国経済読本』亜紀書房、1999年。  
通産省新規産業課編『新規産業創出のための総合的施策の概要』1999年。  
日本経済新聞社編『ベーシック／アジア経済入門（第3版）』日本経済新聞社、2000年。  
日本興業銀行産業調査部編『“図説”中国産業』日本経済新聞社、1999年。  
野村総合研究所社会・産業研究本部著『新産業創出の起爆剤・日本版SBIR』野村総合研究所、1998年。  
松田修一監修『ベンチャー企業の経営と支援（新版）』日本経済新聞社、2000年。  
孟丹稿「中国における企業形態の変遷と課題」『立正経営論集』第31巻1号、1998年12月。  
矢野恒太郎記念会編『世界国勢図会（第11版）』国勢社、2000年。  
劉曼紅主編『風険投資——創新与金融』中国人民大学出版社、1998年。  
労働省／雇用・能力開発機構編『ベンチャー企業等支援制度ガイドブック 1999年度版』労働省／雇用能力開発機構、1999年。  
渡辺利夫他著『図説中国経済（第2版）』日本評論社、1999年。